

株主優待サービスに関する利用規約

第一章 総 則

(目的)

第1条 本規約は、東邦ガス株式会社（以下「当社」という。）が実施する株主優待サービスに関する諸条件を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

(1) 株主優待サービス（以下「本サービス」という。）

株主優待ポイントを有する株主が、インターネット上の当社株主優待サイトまたは申込専用はがきで、株主優待ポイントを優待商品と交換し、優待商品を受け取ることができるサービスおよびこれらに付随するサービスをいう。

(2) 株主優待ポイント

当社が、本サービスを実施するために株主に対し付与する、以下のポイントをいう。

①株主優待ポイント付与基準日における株主に対し、保有株式数と株式保有期間に応じて付与するポイント。

②当期の株主優待ポイント付与基準日以前に、当社が株主に対し付与したポイントで、第5条第1項に定める利用期限内の未利用ポイント。

(3) 株主優待ポイント付与基準日（以下「基準日」という。）

基準日は、3月31日とする。

(4) 株主優待ポイント付与対象者（以下「対象者」という。）

基準日における、当社の株主として株主名簿に記載または記録（以下「記載」という。）された株主であって、当社株式100株以上を1年以上継続して保有する株主とする。

株主優待ポイントは、株主名簿に記載された株主番号により区別された当該株主ごとに付与する。

(5) 保有株式数

基準日現在における株主名簿に記載された対象者が保有する株式数をいう。

(6) 株式保有期間

対象者が、当社の株主として株主名簿に記載された日から基準日までの、継続して当社株式を保有している期間をいう。ただし、株主名簿に記載されてから最初に到来する基準日を起点とし、1年後の基準日をもって保有期間を1年とみなす。

(7) 株主優待サイト

当社がインターネット上に開設する株主優待ポイントの交換手続きや、優待商品の情報提供等を行なうためのサイトをいう。

(8) 優待商品

対象者が保有する株主優待ポイントと交換する以下の商品をいう。

A コース：「がすてきポイント」と交換

B コース：食品・雑貨

C コース：社会貢献活動等への寄付（以下「寄付」という。）

(9) がすてきポイント

「Club TOHOGAS」(当社お客さま向け Web 会員サービス) で利用可能なポイントをいう。

(10) がすてきポイント交換コード (以下「交換コード」という。)

優待商品として「がすてきポイント」を受け取るために、当社が対象者に発行するコードをいう。

(11) サービス利用期間

株主優待ポイントと優待商品との交換申込みが可能な期間をいう。

(12) サービス停止期間

メンテナンスその他、本サービスの管理のために、当社が本サービスの提供を停止する期間および時間を総称していう。

(13) 株主優待通知書

対象者が本サービスを利用するために必要な情報を、当社が通知するための書面をいう。株主優待通知書は、毎基準日後に、株主名簿に記載された情報に基づき、対象者に送付する。株主優待通知書には、以下の内容を記載する。

氏名、住所、保有株式数、株式保有期間、株主優待ポイント数、ユーザー ID、パスワード

(14) ユーザー ID

対象者が株主優待サイトで本サービスを利用するに際し、真の対象者であることを識別するために、当社が対象者に割り当てる符号をいう。

(15) パスワード

対象者が株主優待サイトで本サービスを利用するに際し、ユーザー ID と組み合わせて、真の対象者であることを識別するために用いる符号をいう。

(16) 申込専用はがき

株主優待サイトを利用しない対象者が、株主優待ポイントを優待商品に交換申請するためのはがきをいう。

(規約の改訂)

第 3 条 当社は、対象者への事前の通知または承諾を要することなく、本規約を随時改訂することができる。本規約を改訂した場合は、改訂後の規約を対象者へ送付する本冊子に掲載する方法、または当社ホームページ上での案内により通知する。

第二章 制度

(株主優待ポイント付与数)

第 4 条 対象者に付与する株主優待ポイント数は保有株式数に応じて次のとおりとする。

100 株以上	200 株未満	500 ポイント
200 株以上	300 株未満	2,000 ポイント
300 株以上	400 株未満	3,000 ポイント
400 株以上	500 株未満	4,000 ポイント
500 株以上		5,000 ポイント

2. 株式保有期間が 3 年以上の場合は、付与する株主優待ポイントは、前項に定める株主優待ポイントの 1.5 倍とする。

(株主優待ポイントの利用期限)

第 5 条 株主優待ポイントの利用期限は、基準日翌日から 3 年目のサービス利用期間終了時までとし、未利用のまま利用期限を経過した株主優待ポイントはすべて無効となる。ただし、対象者が当社株主でなくなった場合には、当社株主でなくなった時期に応じて、以下のとおり、未利用の株主優待ポイントがすべて無効となる。

- (1) 当社株主でなくなった時期が、基準日の翌日からサービス利用期間終了日までの場合は、サービス利用期間終了時点。
- (2) 当社株主でなくなった時期が、サービス利用期間終了日の翌日から基準日までの場合は、当社株主でなくなった時点。

2. 株主優待ポイントの利用期限内であっても、サービス利用期間外、サービス停止期間中は本サービスを利用できない。

(本サービス利用条件)

第 6 条 対象者は、株主優待サイトにおいて所定の手続きをすることにより、本サービスを利用できる。ただし、株主優待サイトを利用しない対象者については、申込専用はがきにより利用する。

2. インターネットへの接続その他、本サービスを利用するために必要な事項については、対象者において準備する。本サービス利用にかかる推奨環境は株主優待サイト上のご利用ガイドに記載のとおりとする。なお、対象者は、当社が提示する推奨環境以外で本サービスを利用した場合、サービスが利用できないことがあることを承諾する。

(優待商品の変更)

第 7 条 当社は、対象者への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスで提供する優待商品を変更できる。

第三章 本サービスの利用

(本サービス利用期間)

第 8 条 対象者は、第 9 条第 1 項各号に定める本サービス停止期間を除き、株主優待通知書発送日の 10 時から同発送後最初に到来する 9 月末日 17 時（土曜日、日曜日、祝祭日の場合は直前の平日）までの間、本サービスを利用して株主優待ポイントの交換申込みをすることができる。

(本サービス停止期間)

第 9 条 次の各号に定める期間については、サービス利用期間内であっても当社は本サービスを停止する。

- (1) 週次メンテナンスのため、毎週 1 時間
 - (2) その他臨時メンテナンスの必要が生じた場合、その作業に要する期間
2. サービスの停止についての情報は、株主優待サイトにおいて事前に掲示する。

(本規約の同意および情報の提供)

第 10 条 対象者が当該年度において初めて本サービスを利用する時は、次の事項を行わなければならない。

- (1) 本規約の同意
- (2) 情報の提供 (氏名フリガナ・電話番号・メールアドレス等)
(ユーザー I D およびパスワードの利用条件)

第 11 条 ユーザー I D およびパスワードは、対象者本人のみが利用できるものとし、他人への譲渡または貸与をしてはならない。

2. 対象者は、株主優待通知書に記載されたパスワードを速やかに変更し、ユーザー I D とともに、自らの責任において管理しなければならない。

(パスワードの再発行)

第 12 条 対象者が株主優待通知書を紛失した場合、またはパスワードを失念した場合、当社は対象者の請求により、本人確認を行ったうえ、ユーザー I D および再発行したパスワードを通知する。

2. ユーザー I D および再発行したパスワードは、株主名簿に記載された住所あて書面の郵送により通知する。
3. 対象者は、再発行されたパスワードを受領した場合、速やかに変更し、自らの責任において管理しなければならない。

(株主優待ポイントの利用)

第 13 条 対象者は、その保有する株主優待ポイントを、優待商品と交換することができる。

2. 優待商品との交換は、株主優待サイトまたは申込専用はがきのいずれかにより申し込むことができる。
3. 優待商品との交換に際して、株主優待ポイントと現金や金券類等との併用は不可とする。

(食品・雑貨の配送)

第 14 条 株主優待ポイントと交換した食品・雑貨は、株主名簿に記載された対象者の住所に配送する。ただし、対象者が配送先を指定した場合は、指定した住所へ配送する。

2. 配送先は日本国内とする。なお、一部の食品・雑貨については配送できない地域がある。
3. 在庫切れ、天変地異その他の事由により、配送が遅延する場合がある。
4. 配送日時・配送業者の指定はできない。
5. 食品・雑貨は簡易包装により配送する。

(がすてきポイントとの交換)

第 15 条 対象者が、優待商品として「がすてきポイント」を申し込む場合の手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 株主優待サイトまたは申込専用はがきにて申し込む。
- (2) 当社のガス契約または電気契約いずれかのお客さま番号の入力 (記入) を必須とする。
- (3) 利用する株主優待ポイントの単位は、当社の定める区分による。
- (4) 当社は申込みを受けた後、対象者に交換コードを発行する。
- (5) 対象者は交換コードを利用して、「Club TOHOGAS」において交換手続きをすることで株主

優待ポイントの1.3倍相当の「がすてきポイント」を受領する。なお、「がすてきポイント」を受領するためには事前に「Club TOHOGAS」のポイント会員登録を行わなければならない。

- (6) 対象者は、株主優待サイトの株主さま情報ページにて交換コードを確認できるものとし、当該交換コードを書面で通知した場合であって、当該書面を紛失した場合においても、再発行はしない。
- (7) 「がすてきポイント」を受領した対象者は、「Club TOHOGAS 利用規約」、「がすてきポイント利用規約」に則り、「がすてきポイント」を利用する。

(交換コードの利用期限)

第16条 第2条第10号に定める交換コードを利用して、「がすてきポイント」を受領できる期間は、当該交換コードを発行した翌年の本サービス利用期間終了時までとする。

(寄付の申込み)

第17条 対象者が、優待商品として寄付を申し込む場合の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 寄付の対象先は、当社が選定し株主優待サイト等に掲載した団体等(以下「寄付対象団体」という。)とする。
- (2) 対象者は、当社に対し、株主優待サイトまたは申込専用はがきにて寄付対象団体を指定し、寄付するポイント数を申し込む。
- (3) 申込みの際の株主優待ポイントの単位は、1口を50ポイントとする。
- (4) 当社は、第8条に定める本サービス利用期間中に申込みのあった株主優待ポイントを合計して、1ポイントを1円で換算した金額で、寄付対象団体に寄付を行う。
- (5) 寄付の名義は「東邦ガス株式会社(株主寄付口)」とし、申込み対象者個人の名前は表示しない。また、申込み対象者に対し、寄付についての領収書等は発行しない。
- (6) 寄付の結果は、当社ホームページ等に掲載する。

(交換または寄付の取消し、変更)

第18条 株主優待ポイントと優待商品の交換申込み手続き(「がすてきポイント」との交換の場合は、交換コードの発行申込み手続きとする。)を行った後は、その取消しまたは変更はできない。

(返品または交換)

第19条 株主優待ポイントと交換した食品・雑貨の返品または交換はできない。ただし、食品・雑貨に汚損、破損その他、対象者の責によらない瑕疵があり、対象者が商品受取り後1週間以内に当社へ申し出た場合は、この限りではない。

第四章 その他

(株主名簿に記載された情報の変更)

第20条 株主名簿に記載された住所や氏名等の変更は、株主が各々の取扱い証券会社(特別口座開設株主については三菱UFJ信託銀行)において行う。

- 2. 株主名簿に記載された対象者の氏名、住所中に、一般にコンピュータにおいて使用される以外の文字が含まれている場合、本サービスにおいては対象者に同意を得ることなく、一

般にコンピュータにおいて使用される文字に変換して表示する。

(個人情報の取扱い)

第 21 条 本サービスにおいて当社が入手した個人情報については、個人情報に関する法令および当社の個人情報保護方針に則り適正に管理する。

2. 当社は、株主名簿による株主情報、本サービスにおいて対象者が登録した情報、およびアンケート等により入手した各種個人情報は、本サービスの管理運営および本サービスにかかる統計資料作成等、本サービスに関連する業務、および当社 IR・SR 活動に関連する業務においてのみ使用する。

(本サービスに関する業務の外部委託)

第 22 条 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を外部に委託することができる。業務を外部へ委託する場合、当社は委託先との間で委託契約や個人情報保護に関する契約を締結のうえ、委託先の適切な監督に努める。

(本サービスの廃止)

第 23 条 当社は、3 ヶ月以上前に公表したうえで、本サービスを任意に廃止できる。本サービス廃止の日をもって、対象者の有する株主優待ポイントは無効となる。

2. 対象者は、当社に対し無効となった株主優待ポイントについての権利を請求することはできない。

(免責事項)

第 24 条 対象者は、第 11 条に記載したユーザーID およびパスワードの利用条件を遵守し、対象者のユーザーID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者の不正利用等による損害については、当社は一切その責を負わない。

2. 株主優待通知書および交換コード、食品・雑貨については、当社は第 14 条に従って配送し、対象者の転居等による住所変更および住所の誤入力(誤記入)による不着については、当社は一切その責を負わない。

(手続等詳細)

第 25 条 本規約に定めのない手続等の詳細、その他の事項については、当社が発行する株主優待サービスのご案内(冊子)、株主優待サイト、その他ホームページ等にて当社が記載するところによる。

附則

(株主優待ポイント付与対象者に関する経過措置)

第 1 条 2018 年 3 月時点の基準日における対象者は、本規約第 2 条第 4 号にかかわらず、当社株式 100 株以上を半年以上継続して保有する株主とする。

制定：2018 年 6 月 25 日